

令和5年1月～

～ふるさと信州寄付金～

信州「学び」応援寄付金

長野県には、特色ある学びを展開する県立学校や私立学校のほか、自然体験を通じて自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく」認定園が数多く存在しています。

「母校や地元の学校を応援したい」、「長野県の特色ある学びの取組を応援したい」など、県内での学びを応援したい方々の意思を学校等につなぐため、ふるさと納税を活用して、応援したい学校等を指定できるようにすることにより、県立学校をはじめ、私立学校や特色ある学びの場の取組を支援します。



ふるさと納税で信州の学びを応援しよう！

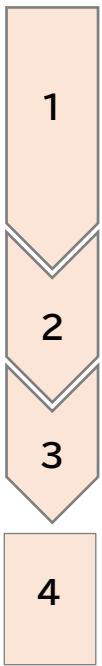
信州「学び」応援寄付金では、**応援したい学校等を指定**することができます※

活用例 いただいた寄付金は各学校等に配分され、教育備品の購入や学校独自の奨学金などに活用



- ※1 応援の対象となる学校等は、①県立学校、②私立学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、専修学校、短期大学、大学のうち応援を希望して登録された学校）、③やまほいく認定園（幼稚園、保育所、認定こども園等のうち応援を希望して登録された認定園）です。寄付に対してお礼の品はお送りしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ※2 ②私立学校と③やまほいく認定園への寄付については、寄付額の5%は私学振興、やまほいく支援施策に活用させていただきます。
また、登録されていない学校等を指定された場合は、私学振興、やまほいく支援施策に活用させていただきますことをご了承ください。
- ※3 その他の留意事項や、寄付の方法・手続きの流れの詳細は、裏面をご覧ください。

◆ 寄付の方法・手続きの流れ



1 寄付のお申出

- ・インターネットで
- ・書面で

長野県『日本のふるさと信州』応援サイト特設ページから、寄付のお手続きへ進めます。

<https://nagano.tax-furusato.jp/index.php?view=5234>

(県立学校・県立大学応援、私立学校応援、やまほいく応援の中から寄付先をお選びください。)

所定の寄付申出書に必要事項をご記入いただき、郵送又はFAX等でふるさと信州寄付金事務局へ提出をお願いします。
(寄付申出書は長野県『日本のふるさと信州』応援サイト
[<https://nagano.tax-furusato.jp/>] からダウンロードできます。)



2 寄付の入金

- ・インターネットで
- ・書面で

次の方法で、寄付金の入金をお願いします。

クレジットカード決済等(詳細はお支払い方法選択画面を参照ください。)

納付書によるコンビニや金融機関からの入金又は現金書留

3 証明書等の発行

寄付金入金の翌月中旬に、ご寄付いただきました全ての方に受領証明書を送付いたします。
確定申告に必要ですので、大切に保管してください。

4 控除のお手続き

寄付金控除を受けるためには、原則として、寄付をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ**確定申告**を行っていただく必要があります。**確定申告**を行う際には、寄付をした自治体が発行する寄付の受領証明書や、専用振込用紙の払込控えが必要になります。

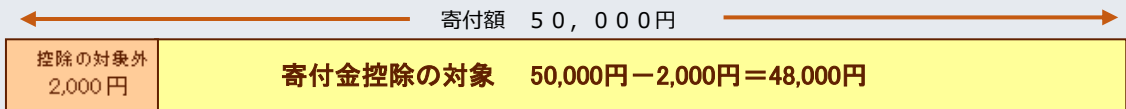
※寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます(一定の上限があります)。

寄付金控除の計算イメージ(具体例)

『給与収入700万円で夫婦、子ども2人(所得税率10%、住民税所得割293,500円)のケース』

長野県に50,000円を寄付した場合(2,000円を超えた額が全額控除される寄付上限額の目安:75,000円)

寄付額50,000円から寄付金控除の適用下限額2,000円を引いた額が控除の対象になります。



詳細は、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/

ご注意

- ・ふるさと信州寄付金をかたった寄付の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。申し出のない方へ、口座を指定して振込を求めたり、ATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ご提供いただいた個人情報、取組みの報告やふるさと信州寄付金に関する業務以外には一切使用いたしません。
- ・クレジットカード決済等は、1件2,000円以上の寄付からご利用いただくことができます。

その他留意事項

- ・地方自治法第96条第1項第9号に定める「負担付きの寄付」(寄付の条件等として県が法的義務を負い、その不履行の際には当該寄付の解除など寄付の効果に影響を与えるもの)としてはお受けできないことをご了承ください。また、地方財政法第4条の5の規定(割当的寄付金等の禁止)に抵触する恐れがあるご寄付については、お受けできないことをご了承ください。
- ・年末のお申込みは大変混み合うため、納付書や受領証明書等の発行に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・手続等の関係上、寄付を実際に活用させていただくまでには、一定の期間を要することをご了承ください。

寄付の受付・ふるさと納税 制度について

ふるさと信州寄付金事務局(長野県総務部税務課内)
TEL: 026-235-7061 FAX: 026-235-7497
E-mail: furusato-kifu@pref.nagano.lg.jp

信州学び応援寄付金 について

(私立学校(大学、短大を除く))

長野県 県民文化部 私学振興課
TEL: 026-235-7058 FAX: 026-235-7499
E-mail: shigaku@pref.nagano.lg.jp

(県立大学、県立専修学校、
私立大学、短大)

長野県 県民文化部 高等教育振興課
TEL: 026-235-7285 FAX: 026-235-7499
E-mail: koto-shin@pref.nagano.lg.jp

(やまほいく認定園)

長野県 県民文化部 子ども若者局 子ども・家庭課
家庭支援係
TEL: 026-235-7095 FAX: 026-235-7390
E-mail: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp

(県立高校)

長野県教育委員会事務局 高校教育課 総務係
TEL: 026-235-7428 FAX: 026-235-7488
E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp

(県立特別支援学校)

長野県教育委員会事務局 特別支援教育課 業務係
TEL: 026-235-7432 FAX: 026-235-7459
E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

お
問
合
せ



〒380-8570
長野県長野市大字南長野
字幅下692-2